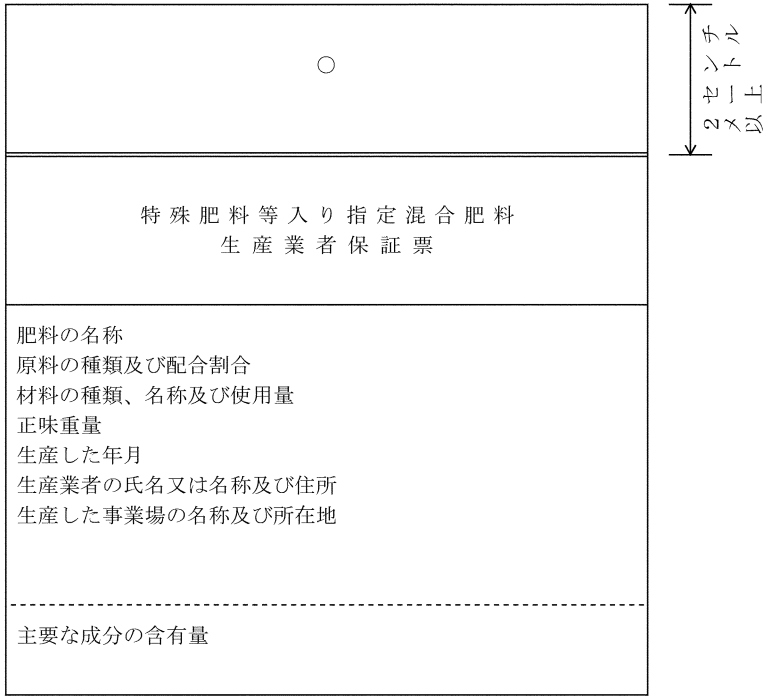
（ヘ）第11条第９項に規定する特殊肥料等入り指定混合肥料の場合

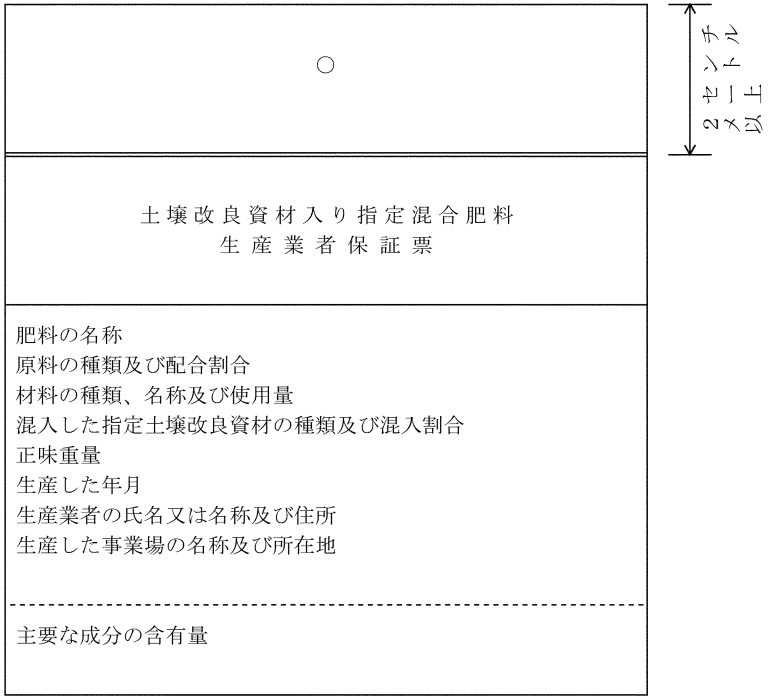



備考

１　（イ）の備考第１号から第６号まで及び第８号から第10号までの規定は、特殊肥料等入り指定混合肥料の場合における生産業者保証票について準用する。

２　主要な成分の含有量については、生産した事業場における平均的な測定値をもつて記載することができる。この場合において、その旨を併せて記載するものとする。

（ト）第11条第10項に規定する土壌改良資材入り指定混合肥料の場合




備考

１　（イ）の備考第１号から第６号まで及び第８号から第10号までの規定は、土壌改良資材入り指定混合肥料の場合における生産業者保証票について準用する。

２　主要な成分の含有量については、生産した事業場における平均的な測定値をもつて記載することができる。この場合において、その旨を併せて記載するものとする。